

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1

Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:

NEW ASSIGNMENT

NATURE OF CONVEYANCE:

CHANGE OF NAME

CONVEYING PARTY DATA

Name	Execution Date
NATIONAL INSTITUTE FOR RURAL ENGINEERING	04/01/2006

RECEIVING PARTY DATA

Name:	INCORPORATED ADMINISTRATIVE AGENCY NATIONAL AGRICULTURE AND FOOD RESEARCH ORGANIZATION
Street Address:	1-1, Kannondai 3-chome
City:	Tsukuba-shi, Ibaraki
State/Country:	JAPAN

PROPERTY NUMBERS Total: 2

Property Type	Number
Application Number:	10535548
Patent Number:	7070647

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (269)381-5465

Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.

Phone: 2693811156

Email: docket@flynnthiel.com

Correspondent Name: Terryence F. Chapman

Address Line 1: 2026 Rambling Road

Address Line 4: Kalamazoo, MICHIGAN 49008-1631

ATTORNEY DOCKET NUMBER:

3400.P1421US&3400.P1388US

NAME OF SUBMITTER:

Terryence F. Chapman

Total Attachments: 23

source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page1.tif

source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page2.tif

source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page3.tif

PATENT

500218008

REEL: 018847 FRAME: 0454

CH 10535548 \$80.00

source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page4.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page5.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page6.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page7.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page8.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page9.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page10.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page11.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page12.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page13.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page14.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page15.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page16.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page17.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page18.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page19.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page20.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page21.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page22.tif
source=Furuya 1421 & 1388 NAME CHANGE PAPERS#page23.tif

Detailed procedures of the change of National Institute For Rural Engineering to Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Food Research Organization are below described.

Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Food Research Organization was re-organized and newly named to merge and acquire National Institute For Rural Engineering as a branch on 1st April, 2006, registered on 6th April, 2006, according Japanese Legal Code No. 26 of 2006.

1. National Institute For Rural Engineering was dissolved on 1st April, 2006, registered on 6th April, 2006. A copy of the closed registration showing the dissolution is hereto attached as **Exhibit A**. An English translation in relevant part thereof is hereto attached as **Exhibit A-1**.
2. Japan had, on the other hand, announced in an official gazette issued on 31st March, 2006 a new Legal Code No. 26, a copy of which is hereto attached as **Exhibit B**.
3. An English translation in relevant part of Article 2 of Appendix to the code 26 is hereto attached as **Exhibit B-1**.
4. An English translation in relevant part Article 8 of Appendix to the code 26 is hereto attached as **Exhibit B-1**.
5. Minister of State Affairs, Mr. Jiro KAWASAKI, as a representative of Japanese State, issued a confirmation to the president of Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Food Research Organization on 25th July, 2006, a copy of which is hereto attached as **Exhibit C**. A full English translation thereof is hereto attached as **Exhibit C-1**.
6. Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Food Research Organization was newly named and re-organized to include National Institute For Rural Engineering as a branch 41 on 1st April, 2006, registered on 6th April, 2006. A copy of the registration is hereto attached as **Exhibit D**. An English translation thereof in relevant part is hereto attached as **Exhibit D-1**.

Exhibit A-1

An English translation in relevant part of the closed registration of National Institute
For Rural Engineering

Certificate of all the closed items

2-1-6, Kannondai, Tsukuba-shi, Ibaraki
National Institute For Rural Engineering
Code No. 0524-05-000424 of Corporation etc

Title: National Institute For Rural Engineering
Main office: 2-1-6, Kannondai, Tsukuba-shi, Ibaraki

Registered items:

It was dissolved on 1st April, 2006 according to Law relating to arrangement of laws of
Ministry of Agriculture, Forestry and Fishery to promote reformation of national
institutes, Legal Code 26 of 2006, Appendix 8-1.

Registered on 6th April, 2006

Closed on 6th April, 2006

It is hereby certified that this is all the registered, closed items.

11th May, 2006

registrar of Tsukuba Branch of Mito District Bureau of Legal Affairs
Yokio KAWANISHI

Exhibit A

閉鎖事項全部証明書

茨城県つくば市観音台二丁目1番地6

独立行政法人農業工学研究所

会社法人等番号 0524-05-000424

名 称	独立行政法人農業工学研究所
主たる事務所	茨城県つくば市観音台二丁目1番地6
法人成立の年月日	平成13年4月1日
役員に関する事項	茨城県つくば市松代四丁目2番地405棟305号 理事長 <u>佐 藤 貴</u> 千葉県柏市松葉町四丁目7番地、2棟203号 理事長 <u>宮 本 幸 一</u> 平成17年 3月31日退任 平成17年 4月 5日登記 平成17年 4月 1日就任 平成17年 4月 5日登記
資本金	金207億5166万7123円
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年 8月23日移記 平成18年4月1日、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第26号）附則第8条第1項の規定により解散 平成18年 4月 6日登記 平成18年 4月 6日閉鎖

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

平成18年 5月11日

水戸地方方法務局つくば出張所

登記官

河 西 幸 男



整理番号 ケ041135

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

PATENT

REEL: 018847 FRAME: 0458

Exhibit B-1

An English translation in relevant part of Law relating to arrangement of laws of Ministry of Agriculture, Forestry and Fishery to promote reformation of national institutes, Legal Code 26 of 2006

Official gazette issued 31st March, 2006, No. extra 11, page 92-98

Law relating to arrangement of laws of Ministry of Agriculture, Forestry and Fishery to promote reformation of national institutes is hereby announced to be effective.

On 31st March, 2006 by Prime Minister, Junichiro KOIZUMI

Legal Code 26 of 2006

Appendix

Article 1: This law is effective in force since 1st April, 2006.

Article 2:on the effective date of this law, National Farmers Academy, National Institute For Rural Engineering and National Food Research Institute (hereinafter called as National Farmers Academy etc).....

Article 8-1: On the effective date of this law, National Farmers Academy etc. shall be dissolved and Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Food Research Organization shall have succession of all the rights and duties except for properties which Japan shall obtain according to the next article.

Article 8-2: At the effectiveness of this law, Japan shall have succession of other properties, among properties owned by National Farmers Academy etc, than necessary properties for Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Food Research Organization to enforce their business and services with certainty.

Article 8-3: A government ordinance will define necessary items for properties of which Japan shall have succession and succession to Japan of other properties according to the proceeding article.

第三條第一項中「は、水産に関する」の下に「技術の向上に寄与するための」を加え、ことにより、水産に関する技術の向上に寄与する」とともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行う」と改める。

第四條を削り、第五條を第四條とし、第六條を第五條とする。

第二章 役員

第二條 役員及び職員

第二章中第七條を第六條とし、第八條を第七條とし、第九條を第八條とする。

第十六條第一号中「第十條」を「第十一條」に改め、同条第二号中「第十三條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同条を第十八條とし、第五章中同条の前に次の一條を加える。

第十七條 第九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十五條を第十六條とする。

第十四條第一項中「第十條第一項第一号」を「第十一條第一項第一号」に改め、同条を第十五條とする。

第十三條第一項中「第十條第一項」を「第十一條第一項」に改め、第三章中同条を第十四條とする。

第十二條第一号中「第十條第一項」を「第十一條第一項」に改め、同条第二号中「第十條第二項」を「第十一條第二項」に改め、同条を第十五條とする。

第十三條とし、第十一條を第十二條とする。

第十四條第一項第四号中「前号」を「前各号」に改め、同条を第十五條とし、同条第三号の次に次の一号を加え、同条を第十一條とする。

四 さけ類及びます類のふ化及び放流（関係者の維持のためのものに限る。）を行うこと。

第二章に次の二條を加える。

第九條 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十條 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（独立行政法人種苗管理センター法の一部改正）

第三條 独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六條」を「第五條」に、「役員（第七條）第九條」を「役員及び職員（第六條）第十條」に、「第十條・第十一條」を「第十一條・第十二條」に、「第十二條」を「第十三條」に、「第十三條」を「第十四條・第十五條」に改める。

第三章 役員

第二章 役員及び職員

第二章中第七條を第六條とし、第八條を第七條とし、第九條を第八條とする。

第十三條第一号中「第十條」を「第十一條」に改め、同条第二号中「第十三條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同条を第十五條とし、第五章中同条の前に次の一條を加える。

第十四條 第九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二條を第十三條とする。

第十三條中第十一條を第十二條とし、第十條を第十一條とする。

第二章に次の二條を加える。

第九條 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十條 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（独立行政法人家畜改良センター法の一部改正）

第四條 独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六條」を「第五條」に、「役員（第七條）第九條」を「役員及び職員（第六條）第十條」に、「第十條・第十一條」を「第十一條・第十二條」に、「第十二條」を「第十三條」に、「第十三條」を「第十四條・第十五條」に改める。

第三章 役員

第二章 役員及び職員

第二章中第七條を第六條とし、第八條を第七條とし、第九條を第八條とする。

第十三條第一号中「第十條」を「第十一條」に改め、同条第二号中「第十三條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同条を第十五條とし、第五章中同条の前に次の一條を加える。

第十四條 第九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二條を第十三條とする。

第十三條中第十一條を第十二條とし、第十條を第十一條とする。

第二章に次の二條を加える。

第九條 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十條 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十三條第一号中「第十條」を「第十一條」に改め、同条第二号中「第十三條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同条を第十五條とし、第五章中同条の前に次の一條を加える。

第十四條 第九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二條を第十三條とする。

第十三條中第十一條を第十二條とし、第十條を第十一條とする。

第二章に次の二條を加える。

第九條 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十條 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（独立行政法人水産大学校法の一部改正）

第六條 独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六條」を「第五條」に、「役員（第七條）第九條」を「役員及び職員（第六條）第十條」に、「第十條・第十一條」を「第十一條・第十二條」に、「第十二條」を「第十三條」に、「第十三條」を「第十四條・第十五條」に改める。

第三章 役員

第二章 役員及び職員

第二章中第七條を第六條とし、第八條を第七條とし、第九條を第八條とする。

第十三條第一号中「第十條」を「第十一條」に改め、同条第二号中「第十三條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同条を第十五條とし、第五章中同条の前に次の一條を加える。

第十四條 第九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二條を第十三條とする。

第十三條中第十一條を第十二條とし、第十條を第十一條とする。

第二章に次の二條を加える。

第九條 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十條 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十三條第一号中「第十條」を「第十一條」に改め、同条第二号中「第十三條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同条を第十五條とし、第五章中同条の前に次の一條を加える。

第十四條 第九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二條を第十三條とする。

第十三條中第十一條を第十二條とし、第十條を第十一條とする。

第二章に次の二條を加える。

第九條 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十條 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（独立行政法人水産大学校法の一部改正）

第六條 独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六條」を「第五條」に、「役員（第七條）第九條」を「役員及び職員（第六條）第十條」に、「第十條・第十一條」を「第十一條・第十二條」に、「第十二條」を「第十三條」に、「第十三條」を「第十四條・第十五條」に改める。

第三章 役員

第二章 役員及び職員

第二章中第七條を第六條とし、第八條を第七條とし、第九條を第八條とする。

第十三條第一号中「第十條」を「第十一條」に改め、同条第二号中「第十三條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同条を第十五條とし、第五章中同条の前に次の一條を加える。

第十四條 第九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二條を第十三條とする。

第十三條中第十一條を第十二條とし、第十條を第十一條とする。

第二章に次の二條を加える。

第九條 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十條 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

平成18年3月31日 金曜日 官 報

(号外特第11号)

94

第二章に次の二条を加える。

第九條 大学の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(役員及び職員の地位)
第十條 大学の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人農業生物資源研究所法の一部改正)
第七條 独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六條」を「第五條」に、「役員(第七條・第九條)を「役員及び職員(第六條・第十條)に、「第十條・第十一條」を「第十一條・第十二條」に、「第十二條」を「第十三條」に、「第十三條」を「第十四條・第十五條」に改める。

第四條を削り、第五條を第四條とし、第六條を第五條とする。

第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七條を第六條とし、第八條を第七條とし、第九條を第八條とする。

第十三條第一号中「第十條」を「第十一條」に改め、同条第二号中「第十一條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条を第十五條とし、第十五條中同条の前に次の一条を加える。

第十四條 第九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は濫用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三章中第十二條を第十三條とし、第十三條を第十四條とし、第十四條を第十五條とする。

第二章に次の二条を加える。

第九條 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(役員及び職員の地位)
第十條 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人農業環境技術研究所法の一部改正)
第八條 独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六條」を「第五條」に、「役員(第七條・第九條)を「役員及び職員(第六條・第十條)に、「第十條・第十一條」を「第十一條・第十二條」に、「第十二條」を「第十三條」に、「第十三條」を「第十四條」に、「第十四條」を「第十五條・第十六條」に改める。

第四條を削り、第五條を第四條とし、第六條を第五條とする。

第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七條を第六條とし、第八條を第七條とし、第九條を第八條とする。

第十四條第一号中「第十條」を「第十一條」に改め、同条第二号中「第十一條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条を第十六條とし、第十六條中同条の前に次の一条を加える。

第十五條 第九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は濫用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十三條を第十四條とする。

第十二條第一号中「第十條第一号」を「第十一條第一号」に改め、同条を第十三條とする。

第三章中第十一條を第十二條とし、第十條を第十一條とする。

第二章に次の二条を加える。

第九條 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(役員及び職員の地位)
第十條 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人国際農林水産業研究センター法の一部改正)
第九條 独立行政法人国際農林水産業研究センター法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六條」を「第五條」に、「役員(第七條・第九條)を「役員及び職員(第六條・第十條)に、「第十條・第十一條」を「第十一條・第十二條」に改める。

第十三條」を「第十四條・第十五條」に改める。

第四條を削り、第五條を第四條とし、第六條を第五條とする。

第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七條を第六條とし、第八條を第七條とし、第九條を第八條とする。

第十三條第一号中「第十條」を「第十一條」に改め、同条第二号中「第十一條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条を第十五條とし、第十五條中同条の前に次の一条を加える。

第十四條 第九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は濫用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十二條を第十三條とする。

第三号中第十一條を第十二條とし、第十條を第十一條とする。

第二章に次の二条を加える。

第九條 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(役員及び職員の地位)
第十條 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人森林総合研究所法の一部改正)
第十條 独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六條」を「第五條」に、「役員(第七條・第九條)を「役員及び職員(第六條・第十條)に、「第十條・第十一條」を「第十一條・第十二條」に改める。

第十四條を削り、第十五條を第十四條とし、第十六條を第十五條とする。

第十四條第一号中「第十條」を「第十一條」に改め、同条第二号中「第十一條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条を第十六條とし、第十六條中同条の前に次の一条を加える。

第十五條 第九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は濫用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十三條を第十四條とする。

第十二條第一号中「第十條第一号」を「第十一條第一号」に改め、同条を第十三條とする。

第三号中第十一條を第十二條とし、第十條を第十一條とする。

第二章に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)
第九條 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(役員及び職員の地位)
第十條 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九條第二項及び第三項、第十七條第二項並びに第二十三條の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)
第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人農業大学校、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員である者は、別に法令を定められなく限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ独立行政法人農業大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所(以下「農業大学校等」という。)の職員にあつては独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員にあつては独立行政法人水産総合研究センターの職員となるものとする。

- 2 この法律の施行の限りに独立行政法人農業者・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人人畜衛生管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所の職員である者は、別に法令を定められない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人農業者・生物系特定産業技術研究機構にあつては、独立行政法人農業者・食品産業技術総合研究機構）の職員となるものとする。
- 第三節 前条の規定により独立行政法人農業者・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人人畜衛生管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所（以下「施行日後の研究機構等」という。）の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究機構等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。
- 第四節 附則第二条の規定により施行日後の研究機構等の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づき退職手当は、支給しない。
- 2 施行日後の研究機構等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究機構等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続きいた在職期間を当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
- 3 施行日の前日の独立行政法人農業者・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業者工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人人畜衛生管理センター、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所（以下「施行日前の研究機構等」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き施行日後の研究機構等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究機構等の職員として在職した後に引続きいて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間を同項に規定する勤続期間としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究機構等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 4 施行日後の研究機構等は、施行日の前日に施行日前の研究機構等の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続きいて施行日後の研究機構等の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による失業等給付の支給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究機構等を退職したものであつて、その退職した日まで当該施行日前の研究機構等の職員として在職したものとみなしたならば、国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。
- 第五節 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業者・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人人畜衛生管理センター、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人家畜改良センターにあっては、独立行政法人水産総合研究センターを退職した者にあつては独立行政法人水産総合研究センターの、独立行政法人人畜衛生管理センターにあっては独立行政法人人畜衛生管理センターの、独立行政法人林木育種センターにあっては独立行政法人林木育種センターの、独立行政法人水産大学校にあっては独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所にあっては独立行政法人農業生物資源研究所の、独立行政法人農業環境技術研究所にあっては独立行政法人農業環境技術研究所の、独立行政法人国際農林水産業研究センターにあっては独立行政法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所にあっては独立行政法人森林総合研究所の退職した者に対する退職手当の算定に当たっては、同法第十二条の二及び同法第十二条の三の規定に規定する各各庁の長等とみなす。
- 第六節 この法律の施行の限りに存する特定職国家公務員等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二十五号、次条において「特労法」という。）第四條第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の研究機構等の職員となる者であるものは、この法律の施行の限りに労働組合（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。
- 2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五條第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- （不当労働行為の申立て等）
- 第七節 施行日前の特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究機構等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。
- 2 この法律の施行の限りに中央労働委員会に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、同法又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条から第十六条までの規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。
- （農業者大学校等の解散等）
- 第八節 農業者大学校等は、この法律の施行の限りに解散するものとし、次項の規定により解散する資産を除き、その一切の権利及び債務は、その時において独立行政法人農業者・食品産業技術総合研究機構が承継する。
- 2 この法律の施行の限りに農業者大学校等が有する権利のうち、独立行政法人農業者・食品産業技術総合研究機構がその業務を承継し実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に限り解散する。
- 3 前項の規定により解散する資産の範囲その他当該解散の関への承継に關し必要な事項は、政令で定める。
- 4 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における業務の承継については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号、以下「通則法」という。）第三十二条第一項の規定による評価及び同日に終わる中期目標の期間（通則法第二十九条第三項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）における業務の承継については、通則法第三十四條第一項の規定による評価は、独立行政法人農業者・食品産業技術総合研究機構が承継するものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項（通則法第三十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び勧告は、独立行政法人農業者・食品産業技術総合研究機構に対してなされるものとする。

- 5 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。
- 6 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。
- 7 農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。
- 8 前項の規定による処理において、通則法第四十条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うものとする。この場合において、附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人農業者大学校法（平成十一年法律第百八十八号。以下「旧農業者大学校法」という。）第十二条、附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人農業工学研究所法（平成十一年法律第百九十五号。以下「旧農業工学研究所法」という。）第十二条及び附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人食品総合研究所法（平成十一年法律第百九十六号。以下「旧食品総合研究所法」という。）第十二条の規定（これらの規定に係る前則を含む。）は、なおその効力を有するものとし、旧農業者大学校法第十二条第一項、旧農業工学研究所法第十二条第一項及び旧食品総合研究所法第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成十八年四月一日に始まる」と、次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十三号）第十四条」とする。
- 9 第一項の規定により農業者大学校等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

〔独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構への出資〕

第九條 前条第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業者大学校等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が承継する資産の価額（同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替へて適用される旧農業者大学校法第十一條第一項、旧農工学研究所法第十一條第一項又は旧食品総合研究所法第十一條第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対し第一条の規定に改正後の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下「新研究機構法」という。）第十五条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

この場合において、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、新研究機構法第六條第二項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する出資の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

〔独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における非課税〕

第十條 附則第八條第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 附則第八條第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税を課することはできない。

〔独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対してされた出資に関する経過措置〕

第十一條 施行日前に政府及び政府以外の者から独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対し第一条の規定による改正前の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下「旧研究機構法」という。）第十四条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとし

て示して出資された出資金に相当する金額（政府の出資金に相当する金額については、当該金額から附則第十三条第五項に規定する農林水産大臣が財務大臣と協議して定める金額を控除し、た額に相当する金額）は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から新研究機構法第十五条第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとみなす。

（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員に関する特例）

第十二条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に、役員として、新研究機構法第九条第二項に定めるもののほか、当分の間、理事二人を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、新研究機構法第十一条の規定にかかわらず、一年とすることができ、

（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務の特例等）

第十三条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、新研究機構法第十四条に規定する業務のほか、政府が指定する日までの間、旧研究機構法第十三条第一項第四号の規定によりされた出資に係る株式の処分を業務を行う。

2 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、新研究機構法第十四条及び前項に規定する業務のほか、旧研究機構法第十三条第一項第四号の規定により貸し付けられた資金に係る借金の回収が終了するまでの間、当該借金の管理及び回収の業務を行う。

3 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

4 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前三項に規定する業務（以下、特例業務）と区分し、に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下、「特例業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

5 施行日前に政府から独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に対し旧研究機構法第十四条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資された出資金に相当する金額のうち、特例業務に必要な資金に充てるべきものと、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める金額は、政府から特例業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとみなす。

6 新研究機構法第十六條第一項から第四項までの規定は、特別業務勘定について準用する。の場合において、同条第二項中「特別法第四十二條第一項」とあるのは、「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）以下この項において「整備法」という。附則第十三条第六項において準用する第四項の規定により読み替えられた特別法第四十二條第一項」と、第十四条とあるのは、「整備法附則第十三条第一項から第三項まで」と、同条第二項中「五省省（農林水産省、財務省及び第二、三、四、五省）」とあるのは、「農林水産省、財務省及び第二、三、四、五省の政令で定める業種に属する事業を所管する省」とあるのは、「農林水産省、財務省及び第二、三、四、五省の政令で定める業種に属する事業を所管する省」と読み替えるものとす。

7 第一項から第三項までの規定により、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が特別業務を行う場合には、新研究機構法第十六条第六項中「前各号」とあるのは、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）以下「整備法」という。附則第十三条第六項の規定により読み替えて準用する第一項から第四項までの規定により、新研究機構法第二十一条第一項第五号及び同法第五項中「同条第五項」とあるのは、「同条第五項及び整備法附則第十三条第六項」と、同研究機構法第二十二條第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「又は第三号に掲げる業務」とあるのは、「若しくは第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に規定する特別業務」と、新研究機構法第三十五條第一号中「この法律」とあるのは、「この法律及び整備法附則第十三条第六項の規定により読み替えて準用する第十六条第六項の規定により読み替えて準用する条」とあるのは、「第十四条及び整備法附則第十三条第一項から第三項まで」とす。

第十四条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、特別業務を終えたときは、特別業務勘定を廃止するものとし、その廃止の際特別業務勘定についてその債権を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

2 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前項の規定により特別業務勘定を廃止したときは、その廃止の際特別業務勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

農林省がした長期借入金に関する経過措置
 (独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究
 第十五条 施行日前に旧研究機構法第十六条第一
 項の規定により独立行政法人農業・生物系特定
 産業技術研究機構がした長期借入金について
 は、旧研究機構法第十七条、第三十二条第一
 項(第一時に係る部分に限る。)、及び第二十五
 条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、なおそ
 の効力を有する。
 (独立行政法人さけ、まず資源管理センターの
 解散等)
 第十六条 独立行政法人さけ、まず資源管理セン
 ターは、この法律の施行の時ににおいて解散する
 ものとし、次項の規定により例が承継する資産
 を除き、その一切の権利及び義務は、その時に
 おいて独立行政法人水産総合研究センターが承
 継する。
 この法律の施行の際現に独立行政法人さけ、
 まず資源管理センターが有する権利のうち、独
 立行政法人水産総合研究センターがその業務を
 確実に実施するために必要な資産以外の資産
 は、この法律の施行の時ににおいて国が承継す
 る。
 前項の規定により国が承継する資産の範囲
 の他該該資産の国への承継に關し必要な事項
 は、政令で定める。
 独立行政法人さけ、まず資源管理センターの
 平成十八年三月三十一日に終わる事業年度に
 ける業務の実績についての通則法第三十二条
 第一項の規定による評価及び同日に終わる中期
 目標の期間における業務の実績についての通則
 法第三十四条第一項の規定による評価は、独立
 行政法人水産総合研究センターが受けるものと
 する。
 この場合において、通則法第三十二条第三
 項(通則法第三十四条第三項において準用する
 場合を含む。)、の規定による通知及び報告は、
 独立行政法人水産総合研究センターに対してな
 れるものとする。
 独立行政法人さけ、まず資源管理センターの
 平成十八年三月三十一日に終わる中期目標の
 期間に係る通則法第三十三条の規定による事業
 報告書の提出及び公表は、独立行政法人水産
 総合研究センターが行うものとする。
 独立行政法人さけ、まず資源管理センターの
 平成十八年三月三十一日に終わる事業年度に
 ける通則法第三十八条及び第三十九条の規定に
 より財務諸表等と關し独立行政法人が行わな
 ければならぬとされる行為は、独立行政法人水
 産総合研究センターが行うものとする。

- 7 独立行政法人さげ、まず資産管理センターの平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、独立行政法人水産総合研究センターが行うものとする。
- 8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、独立行政法人水産総合研究センターが行うものとする。この場合において、附則第二十一条の規定による廃止前の独立行政法人さげ、まず資産管理センター法（平成十一年法律第百九十号、本条第一項において「旧さげ、まず資産管理センター法」という。）第二十一条の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人水産総合研究センターの平成十八年四月一日に始まる」と、次の中期目標の期間における前条とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号、第一条第一項及び第二項）」とする。
- 9 第一項の規定により独立行政法人さげ、まず資産管理センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
- （独立行政法人水産総合研究センターへの出資）
- 第十七条 前条第一項の規定により独立行政法人水産総合研究センターが独立行政法人さげ、まず資産管理センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人水産総合研究センターが承継する資産の価額（同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替へて適用される租さげ、まず資産管理センター法第十一条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人水産総合研究センターに対し出資されたものとするとする。この場合において、独立行政法人水産総合研究センターは、その額により資本金を増加するものとする。
- 2 附則第九条第二項及び第三項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

(獨立行政法人水産総合研究センターによる国有財産の無償使用)

第十八条 農林水産大臣は、この法律の施行のため、現に独立行政法人さけ、ます資源管理センターに使用されている国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項に規定する国有財産をいう)であつて政令で定めるところを、政令で定めるところにより、独立行政法人水産総合研究センターの用に供するため、独立行政法人水産総合研究センターに無償で使用させることができる。

(独立行政法人水産総合研究センターが権利を承継する場合における非課税)

第十九条 附則第十六条第一項の規定により独立行政法人水産総合研究センターが権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車等の取得に對しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(獨立行政法人種苗管理センターの業務の特例)

第二十条 独立行政法人種苗管理センターは、第三十条の規定による改正後の独立行政法人種苗管理センター法(次項において「新種苗管理センター法」という)の第十一条に規定する業務のほか、平成十九年三月三十一日までの間、茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配布並びにこれらに附帶する業務を行う。

2 前項の規定により独立行政法人種苗管理センターが同項に規定する業務を行う場合には、新種苗管理センター法第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び独立行政法人に係る改革法を推進するための農林水産省関係法律の整備に關する法律(平成十八年法律第二十六号)第十五条第一号において「整備法」という」附則第二十條第一項」と、新種苗管理センター法第十五条第一号中「(第十一条)とあるのは「(第十一条及び整備法附則第二十條第一項)とする。」(獨立行政法人農業者大学校法等の廃止)

第二十一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 独立行政法人農業工学学校法

二 独立行政法人農業者大学校法

三 独立行政法人食品総合研究所法

四 独立行政法人さけ、ます資源管理センター

(罰則に關する経過措置)
 第二十二條 施行日前にした行為に對する罰則適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)
 第二十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
 (水産資源保護法の一部改正)
 第二十四條 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
 第二十条第一項中「増殖を圖るために独立行政法人を設け、まず資源管理センター」を「増殖の維持のために独立行政法人水産総合研究センター」に改める。
 (農業機械促進法の一部改正)
 第二十五條 農業機械促進法(昭和二十八法律第二百五十二号)の一部を次のように改める。
 第五條の二(第二項第一号中「独立行政法人業・生物系特定産業技術研究機構」を「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。
 (国家公務員共済組合法の一部改正等)
 第二十六條 國家公務員共済組合法(昭和三十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
 第三條第三項第四号中「並びに独立行政法人林本育種センター及び独立行政法人森林総合研究所」を消す。
 第二百二十四條の三中「第八條第一項中」を「条第二項第四号中」「林野庁」とあるのは「林野庁並びに独立行政法人林本育種センター」及び「独立行政法人森林総合研究所」と、第八條第三中に改める。
 別表第三に次のように加ふる。

独立行政法人 林本育種セン ター	独立行政法人 家畜改良セン ター	独立行政法人 林本育種セン ター	独立行政法人 水産大学校
独立行政法人 林本育種セン ター 法(平成十一年法 律第九十九号)	独立行政法人 家畜改良セン ター 法(平成十一年法 律第九十九号)	独立行政法人 林本育種セン ター 法(平成十一年法 律第九十九号)	独立行政法人 水産大学校 法(平成十一年法 律第九十九号)

2 前項の規定による改正後の國家公務員共済組合法(第百二十四条の三の規定により同法第二條第一項第一号に規定する職員とみなして同法の規定を適用することとされる独立行政法人水産庁)の職員のうち、同法第百十九条に規定する船員組合員である者については、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)及び雇用保険法の規定を適用する。

(食品安全基本法の一部改正)

第二十七條 食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項中「独立行政法人農業・生物資源特定産業技術研究機構法」を「独立行政法人農産・食品産業技術総合研究機構法」に、「第十九條第一項」を「第十八條第一項」に、「第二十二條第一項」を「第二十三條第一項」に、「第二十三條第一項」を「第二十四條第一項」を「第十五條第一項」に改める。

一第二章 役員を第二章 役員及び議員に改める。

二条第二項の規定の適用については、施行日後

額に相当する額を退職手当として支給するものとす。

Exhibit C-1

A full English translation of confirmation of Japan

18 Nokai No. 780

on 25th July, 2006

Mr. president of Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Food
Research Organization

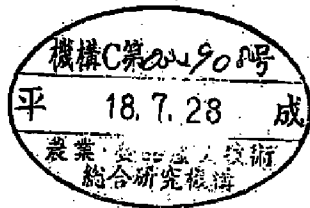
Minister of State affairs, Mr. Jiro KAWASAKI, as agent of Minister of Agriculture,
Forestry and Fishery

Re: Properties of which Japan shall have succession from National Institute For Rural
Engineering and National Food Research Institute

There is no property of which Japan shall have succession from National Institute For
Rural Engineering and National Food Research Institute according to Law relating to
arrangement of laws of Ministry of Agriculture, Forestry and Fishery to promote
reformation of national institutes, Legal Code 26 of 2006, Appendix 8-2, to meet the
inquiry of 18 organization C No. 032908 dated 4th July, 2006.



Exhibit C



18 農会第780号

平成18年7月25日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長 殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 川崎 二郎



独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所から国が承

継する資産について

平成18年7月4日付け18機構C第032908号をもって照会のあったこのことについて、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第26号）附則第8条第2項の規定に基づき独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所から国が承継する資産はありません。



PATENT

REEL: 018847 FRAME: 0468

Certificate of All the Records Registered

Name	<u>National Agricultural Research Organization</u>	
	<u>Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Bio-oriented Research Organization</u>	Changed October 1, 2003
	<u>Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Food Research Organization</u>	Changed April 1, 2006
		Registered April 6, 2006
Main Office	1-1, Kannondai 3-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki	
Date of incorporation	April 1, 2001	
Matters relating to officers	<u>803, LP Fuchukoremasaekimae, 6-6, Koremasa 5-chome, Fuchu-shi, Tokyo</u>	
	<u>President</u> <u>Eitaro Miwa</u>	Resigned March 31, 2006
		Registered April 6, 2006
	14-548-102, Matsushiro 5-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki	
	<u>President</u> Takeshi Horie	Appointed April 1, 2006
		Registered April 6, 2006
	<u>856-9, Koya, Matsudo-shi, Chiba</u>	
	<u>Vice-President</u> <u>Shinichi Kobayashi</u>	Appointed October 1, 2003
		Retired March 31, 2005
		Registered April 6, 2005
Branch Office(s)	1 National Agricultural Research Center, 1-1, Kannondai 3-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki	
	2 2-1, Inada 1-chome, Joetsu-shi, Niigata	

3	1-18, Kannondai 2-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki	
4	National Institute of Fruit Tree Science, 2-1, Fujimoto, Tsukuba-shi, Ibaraki	
5	<u>485-6, Shimizuokitsunaka-cho, Shizuoka-shi, Shizuoka</u>	
	485-6, Okitsunaka-cho, Shimizu-ku, Shizuoka-shi, Shizuoka	Changed April 1, 2005
		Modified March 8, 2006
6	<u>954, Otsu, Kuchinotsu-cho, Minamitakaki-gun, Nagasaki</u>	
	954, Otsu, Kuchinotsu-cho, Minamishimabara-shi, Nagasaki	Changed March 31, 2006
		Modified April 6, 2006
7	92-24, Azanabeyashiki, Shimokuriyagawa, Morioka-shi, Iwate	
8	<u>301-2, Azakurioka, Oazamitsu, Akitsu-cho, Toyota-gun, Hiroshima</u>	
	301-2, Mits, Akitsu-cho, Higashihiroshima-shi, Hiroshima	Changed February 7, 2005
		Modified February 7, 2005
9	National Institute of Floricultural Science, 2-1, Fujimoto, Tsukuba-shi, Ibaraki	
10	<u>360, Oazakusawa, Ano-cho, Age-gun, Mie</u>	
	360, Kusawa, Ano-cho, Tsu-shi, Mie	Changed January 1, 2006
		Modified January 10, 2006
11	40-1, Azaminaminakane, Taketoyo-cho, Chita-gun, Aichi	
12	<u>2769, Kanaya, Kanaya-cho, Haibara-gun, Shizuoka</u>	
	2769, Kanaya, Shimada-shi, Shizuoka	Changed May 5, 2005
		Modified May 12, 2005

	13 <u>15451, Beppu, Makurazaki-shi, Kagoshima</u> 87, Seto-cho, Makurazaki-shi, Kagoshima	Changed November 15, 2004 Registered November 16, 2004
	14 Tsukuba Vegetable Research Station, National Institute of Vegetable and Tea Science, 1-1, Kannondai 3-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki	
	15 2, Ikenodai, Tsukuba-shi, Ibaraki	
	16 <u>768, Senbonmatsu, Nishinasuno-machi, Nasu-gun,</u> <u>Tochigi</u> 768, Senbonmatsu, Nasushiobara-shi, Tochigi	Changed January 1, 2005 Registered January 4, 2005
	17 375-716, Oazashiono, Miyota-machi, Kitasaku-gun, Nagano	
	18 1-5, Kannondai 3-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki	
	19 4-1, Hitsujigaoka, Toyohira-ku, Sapporo-shi, Hokkaido	
	20 2702, Azakomuta, Chuzan-cho, Kagoshima-shi, Kagoshima	
	21 20-1, Josuihon-cho 6-chome, Kodaira-shi, Tokyo	
	22 31, Azauminai, Shichinohe-machi, Kamikita-gun, Aomori	
	23 1-2, Hitsujigaoka, Toyohira-ku, Sapporo-shi, Hokkaido	
	24 4-3, Minami 9-sen, Shinsei, Memuro-cho, Kasai-gun, Hokkaido	

	25 <u>8505, Azakamibibai, Bibai-shi, Hokkaido</u>	Abolished April 1, 2006
		Registered April 6, 2006
	26 4, Azaakahira, Shimokuriyagawa, Morioka-shi, Iwate	
	27 <u>3, Azashimokodo, Yotsuya, Omagari-shi, Akita</u>	
	3, Azashimokodo, Yotsuya, Daisen-shi, Akita	Changed March 22, 2005
		Modified March 24, 2005
	28 50, Azaharajikuminami, Arai, Fukushima-shi, Fukushima	
	29 <u>297, Azauenodai, Kariwano, Nishisenboku-machi, Senboku-gun, Akita</u>	
	297, Azauenodai, Kariwano, Daisen-shi, Akita	Changed March 22, 2005
		Modified March 24, 2005
	30 12-1, Nishifukatsu-cho 6-chome, Fukuyama-shi, Hiroshima	
	31 3-1, Senyu-cho 1-chome, Zentsuji-shi, Kagawa	
	32 200, Ueno, Ueno-cho, Ayabe-shi, Kyoto	
	33 60, Yoshinaga, Kawai-cho, Ohda-shi, Shimane	
	34 <u>2421, Ozasuya, Nishigoushi-machi, Kikuchi-gun, Kumamoto</u>	
	2421, Suya, Koushi-shi, Kumamoto	Changed February 27, 2006
		Modified March 8, 2006
	35 496, Oazaizumi, Chikugo-shi, Fukuoka	

1-1, Kannondai 3-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki
 Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Food Research Organization
 Company number 0524-05-000418

	36 6651-2, Yokoichi-cho, Miyakonojo-shi, Miyazaki	
	37 1823-1, Mii-machi, Kurume-shi, Fukuoka	
	38 1742-1, Anno, Nishinoomote-shi, Kagoshima	
	39 40-2, Nisshin-cho 1-chome, Kita-ku, Saitama-shi, Saitama	
	40 18-19, Toranomom 3-chome, Minato-ku, Tokyo	
	41 1-6, Kannondai 2-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki	Established April 1, 2006
		Registered April 6, 2006
	42 1-12, Kannondai 2-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki	Established April 1, 2006
		Registered April 6, 2006
	43 23-1, Renkoji 3-chome, Tama-shi, Tokyo	Established April 1, 2006
		Registered April 6, 2006
Capital	¥291,553,179,538	
Matters concerning the registered record	Based on the provision of Paragraph 3 of the supplementary regulation of the 1989 Ministerial Ordinance No. 15 of the Ministry of Justice. Transferred August 23, 2004	

This is to certify that the above are all the matters that are recorded on the register that are not sealed.

April 14, 2006
 Tsukuba branch, Mito District Legal Affairs Bureau
 Registrar Yukio Kasai

履歴事項全部証明書

茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
 会社法人等番号 0524-05-000418

名 称	<u>独立行政法人農業技術研究機構</u>	
	<u>独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構</u>	平成15年10月 1日変更
	<u>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構</u>	平成18年 4月 1日変更
		平成18年 4月 6日登記
主たる事務所	茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	
法人成立の年月日	平成13年4月1日	
役員に関する事項	東京都府中市是政五丁目6番地の6LP府中是政駅前803 <u>理事長</u> 三 輪 睿 太 郎	
		平成18年 3月31日辞任
		平成18年 4月 6日登記
	茨城県つくば市松代五丁目14番地548-102 <u>理事長</u> 堀 江 武	平成18年 4月 1日就任
		平成18年 4月 6日登記
	千葉県松戸市幸谷856番地9 <u>副理事長</u> 小 林 新 一	平成15年10月 1日就任
		平成17年 3月31日退任
		平成17年 4月 6日登記
	千葉県千葉市花見川区南花園一丁目19番5号 <u>副理事長</u> 海 野 洋	平成17年 4月 1日就任
		平成17年 4月 6日登記
従たる事務所	1 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1中央農業総合研究センター	
	2 新潟県上越市稲田一丁目2番1号	

茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
 会社法人等番号 0524-05-000418

3 茨城県つくば市観音台二丁目1番地18	
4 茨城県つくば市藤本2番地1果樹研究所	
5 <u>静岡県静岡市清水興津中町485番地6</u>	
静岡県静岡市清水区興津中町485番地6	平成17年 4月 1日変更
	平成18年 3月 8日修正
6 <u>長崎県南高来郡口之津町乙954番地</u>	
長崎県南島原市口之津町乙954番地	平成18年 3月31日変更
	平成18年 4月 6日修正
7 岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷92番地24	
8 <u>広島県豊田郡安芸津町大字三津字栗岡301番地2</u>	
広島県東広島市安芸津町三津301番地2	平成17年 2月 7日変更
	平成17年 2月 7日修正
9 茨城県つくば市藤本2番地1花き研究所	
10 <u>三重県安芸郡安濃町大字草生360番地</u>	
三重県津市安濃町草生360番地	平成18年 1月 1日変更
	平成18年 1月10日修正
11 愛知県知多郡武豊町字南中根40番地1	
12 <u>静岡県榛原郡金谷町金谷2769番地</u>	
静岡県島田市金谷2769番地	平成17年 5月 5日変更
	平成17年 5月12日修正

茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
 会社法人等番号 0524-05-000418

	13 鹿児島県枕崎市別府15451番地	平成16年11月15日変更
	鹿児島県枕崎市瀬戸町87番地	平成16年11月16日登記
	14 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1野菜茶業 研究所つくば野菜研究拠点	
	15 茨城県つくば市池の台2番地	
	16 栃木県那須郡西那須野町千本松768番地	平成17年 1月 1日変更
	栃木県那須塩原市千本松768番地	平成17年 1月 4日登記
	17 長野県北佐久郡御代田町大字塩野375番地7	
	16	
	18 茨城県つくば市観音台三丁目1番地5	
	19 北海道札幌市豊平区羊ヶ丘4番地1	
	20 鹿児島県鹿児島市中山町字小牟田2702番地	
	21 東京都小平市上水本町六丁目20番1号	
	22 青森県上北郡七戸町字海内31番地	
	23 北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1番地2	
	24 北海道河西郡芽室町新生南9線4番地3	

茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
 会社法人等番号 0524-05-000418

	25 <u>北海道美唄市字上美唄8505番地</u>	平成18年 4月 1日廃止
		平成18年 4月 6日登記
	26 岩手県盛岡市下厨川字赤平4番地	
	27 <u>秋田県大曲市四ツ屋字下古道3番地</u>	
	秋田県大仙市四ツ屋字下古道3番地	平成17年 3月22日変更
		平成17年 3月24日修正
	28 福島県福島市荒井字原宿南50番地	
	29 <u>秋田県仙北郡西仙北町刈和野字上ノ台297番地</u>	
	秋田県大仙市刈和野字上ノ台297番地	平成17年 3月22日変更
		平成17年 3月24日修正
	30 広島県福山市西深津町六丁目12番1号	
	31 香川県善通寺市仙遊町一丁目3番1号	
	32 京都府綾部市上野町上野200番地	
	33 島根県大田市川合町吉永60番地	
	34 <u>熊本県菊池郡西合志町大字須屋2421番地</u>	
	熊本県合志市須屋2421番地	平成18年 2月27日変更
		平成18年 3月 8日修正
	35 福岡県筑後市大字和泉496番地	

茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
 会社法人等番号 0524-05-000418

	36 宮崎県都城市横市町6651番地2	
	37 福岡県久留米市御井町1823番地1	
	38 鹿児島県西之表市安納1742番地1	
	39 埼玉県さいたま市北区日進町一丁目40番地2	
	40 東京都港区虎ノ門三丁目18番19号	
	41 茨城県つくば市観音台二丁目1番地6	平成18年 4月 1日設置
		平成18年 4月 6日登記
	42 茨城県つくば市観音台二丁目1番地12	平成18年 4月 1日設置
		平成18年 4月 6日登記
	43 東京都多摩市連光寺三丁目23番1号	平成18年 4月 1日設置
		平成18年 4月 6日登記
資本金	金2915億5317万9538円	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年 8月23日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成18年 4月14日
 水戸地方法務局つくば出張所
 登記官

河 西 幸 男



PATENT

整理番号 イ039474
 RECORDED: 02/05/2007

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す

REEL: 018847 FRAME: 0478